



新政レポート

臨時2号

平成30年8月27日

発行元

舞鶴市議会

新政クラブ議員団

責任者／岸田 圭一郎

「平成30年7月豪雨」が舞鶴市内に甚大な爪痕を残す 8月9日臨時議会が開催、復旧・復興への補正予算が提案される

「平成30年7月豪雨」は、7月5日から7日にかけ、広島県、岡山県、愛媛県を中心とした西日本の各府県で220数名もの尊い命を奪い、未だに安否が不明の方もおられるなど、多くの方の生活を脅かせた災害をもたらしました。舞鶴市におきましても、災害により犠牲になられた方が出るなど、市内各地域に甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興となりますようご祈念申し上げます。

舞鶴市では、今回の「ゲリラ的豪雨」により1名の命が奪われるなど土砂崩れや河川の氾濫、道路冠水により、JRや京都丹後鉄道、国道27号はじめとする各道路等がいたるところで遮断され、交通機関の運休や道路の通行止めが発生し、周辺集落をはじめ舞鶴市自体が一時、孤立化する事態となりました。一部の地域では未だに避難指示が継続中で自宅に戻れない生活を強いられている方々がいらっしゃる状況です。

また、由良川や高野川などの河川の氾濫・増水により住宅の床上・床下浸水、農地への土砂流入など大きな被害や損害が発生し、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。昨年の台風18号・21号による被災からの復旧・復興に向けて取り組み

はじめこれからという矢先に、今回の豪雨に見舞われ、たび重なる被災により生活や事業の再建意欲の減退から、再建を断念し転居や事業からの撤退などを考える人もあり、地域産業にも大きな影響を及ぼし兼ねない状況となっております。

今般、8月9日(木)に臨時の舞鶴市議会が開催され、「平成30年7月豪雨」による被災から復旧・復興に対する総額11億7,935万円の一般会計補正予算と国民健康保険料及び介護保険料の減免が提案され、予算決算委員会で審議したのち、本会議で承認・可決されました。さらに、舞鶴市議会として、内閣総理大臣などへ豪雨に係る災害対策に関する意見書を提出しました。概要は下記のとおりです。

平成30年7月豪雨に係る災害対策に関する意見書

近年頻発する自然災害、特に今回は昨年10月の台風21号による被災から1年もたないうちの豪雨災害であり、立て続けに家屋や農地等へ甚大な被害を受けた由良川流域はもとより、床上・床下浸水被害等を受けた市街地の住民にも大きな不安、疲労そして虚脱感をもたらしている。本市においても、住民の不安解消・早期の災害復旧に向け、鋭意取り組んでいるところであるが、一日も早い復旧のためには、国の強力な支援が必要である。

今回の豪雨被害において、国におかれでは、被災者に対する支援、災害の早期復旧及び災害に強い地域づくりに向け、次の事項について、必要な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 由良川緊急治水対策の早期完成を図るとともに、内水対策の軽減に向けた対策の促進を図ること。
- 2 舞鶴西市街地の浸水被害解消に向けた総合的な治水対策を早期に講じるため、二級河川の整備や内水対策等に特段の財政措置を講じること。
- 3 上福井地区の土砂災害対策について、早期復旧に向け、必要な措置を講じること。
- 4 被災した道路、河川、農地・農業用施設、治山、林道等の早期復旧に必要な措置を講じること。特に主要幹線道路については、孤立化や物流機能等の支障が生じることがないよう、災害に強い交通網の整備に向けた措置を講じること。
- 5 被災住民や事業者が、もとの生活や仕事を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講じること。
- 6 自治体の応急対応や復旧復興に要する経費について、特別交付税による財政支援等十分な財政措置を講じること。

“新政クラブ議員団”の思い

舞鶴市民は雨や増水に対し、普段から危機感を持って行動しているが、今回の豪雨は、それでも対応できない降水量であったと認識している中で、舞鶴市議会としても、国において一日も早い復旧・復興のため財政措置を講じることなどを強く要望することを求めました。



志高地区の内水による被災状況



高野川の氾濫により浸水した西市街地



土砂崩れで山肌が露出した上福井地区
上の写真は海上自衛隊 舞鶴総監部 提供



今西 克己



上野 修身



岸田圭一郎



飼 廉一

“新政クラブ議員団” メンバー

SHINSEI Member



福村 晴史



眞下 隆史



水嶋 一明



和佐谷 寛

臨時議会に提案され、承認・可決された事業内容の主なもの 連續で被災された方々の一日も早い復旧・復興の願いも込めて

我々、新政クラブ議員団は、今回の災害復旧にかかる補正予算におきましても、「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けたことにより、昨年12月の台風18号・21号による被災からの復旧・復興補正予算と同様、さらに充実した災害復旧に対応できる予算措置を求めました。昨年の台風18号・21号の災害対策関連補正額は、11億3,029万円であり、今回の補正予算は

それを上回っており、「7月豪雨」による被害が、いかに大規模なものだったのか、また、1年も経過せず連續して被災した方々にとっては、生活再建意欲の喪失も伺えるものです。被災された方々の気持ちに寄り添った更なる対応や、これまでの災害との比較検証を強く求め、迅速な予算執行を要望いたしました。補正予算に盛り込まれた主な事業を下記に掲載いたしております。

今回の補正予算で承認・可決した事業内容の主なもの

舞鶴市がいち早く被災者へ見舞金等を支給

〈事業名〉平成30年7月豪雨災害被災者支援事業

〈事業費〉1,880万円

(1)災害弔慰金

・亡くなられた方に 500万円

(2)災害見舞金

①家屋の半壊 30万円 (3世帯)

②床上浸水 690万円 (230世帯)

(3)災害援助資金貸付金

①貸付金限度額 ②家屋の半壊 170万円

・家財の1/3以上の損害 150万円

②貸付条件

・償還期間 10年(据置期間 3年)

・利率 年3% (据置期間無利子)

※半壊3世帯、家財の1/3以上の損害1世帯 660万円

激甚災害対象以外の災害復旧対策関連事業

〈事業名〉地域再建被災者住宅等支援事業補助

〈事業費〉6,571万円

(1)住宅再建経費・住宅再建関連経費

・対象者 一部損壊・床上浸水以上の被災住宅の居住者

・対象経費 被災住宅の再建等に係る経費

(被災住宅に代わる住居の新築等・購入等)

・補助金額 住宅再建経費 対象経費の1/3 (上限5万円)

補助限度額

被害の程度	建築・購入	補修	賃貸
大規模半壊	250万円	150万円	100万円
半壊	150万円	—	—
一部破損・床上浸水	50万円	—	—

(2)住宅再建融資返済経費

・対象者 上記と同じ

・対象経費 対象融資の貸付の実行日から5年以内の利息相当額を補助

※ 対象住宅 大規模半壊1件、半壊1件

床上浸水・一部損壊249件

〈事業名〉農業用施設災害復旧事業

〈事業費〉4,900万円

国の大災害復旧事業で用排水路・農道・水利施設等の農業用施設の復旧工事

地域活動支援事業

〈事業費〉400万円

地元自治会や農事組合で自ら農道等の補修等を実施する際に必要な碎石等の資材を支援するとともに、地元で処分できない規模の大量の農地の漂着ゴミを市が処分

地域活動支援事業

〈事業費〉100万円

地元自治会等で自ら林地の復旧を実施する際に必要な木材等の資材を支給

中小企業災害復旧事業費補助

〈事業費〉191万円

被害を受けた中小企業の大規模な設備の更新や小規模な機器の修繕等に要する費用を支援 [府支援制度の上乗せ措置]

大規模な設備の更新

・補助率: 5%

・補助額上限: 100万円

・補助要件: 京都府の「中小企業等復興支援事業費補助金」の採択をうけていること

小規模な機器の修繕

・補助率: 1/4以内

・補助額上限: 5万円

その他の災害復旧に対する事業には、し尿・ゴミの処理に対する「災害廃棄物処理経費」や、道路・橋りょうや河川・公園の復旧に関する「公共土木施設災害復旧費」などがあります。また、国民健康保険料及び介護保険料の減免措置がありますので、詳しい内容につきましては、お近くの市議会議員、あるいは市役所の担当課へお問い合わせください。